

民法相続編の改正（資産税との関係を中心に）

税理士・公認会計士・弁護士 関 根 稔

基本的な知識			
/昭和と平成 /事業・財産承継 婚外子（最高裁） 配偶者の相続分 居住権（改①） 持戻し（改②） /遺産分割の基準	預金（最高裁） 仮払い（改③） ・分割のやり直し ・相続後の賃料 ・特別受益財産 ・年金（最高裁） ・寄与分（改④）	遺言書（改⑤） 保管制（改⑥） ・遺言の撤回 ・遺言代用信託 ・口頭死因贈与 ・法人への遺贈 ・負担付き遺贈	・限定承認 遺留分侵（改正） 価額弁償（改⑦） 減殺指定（改⑧） 期間制限（改⑨） ・遺留分の放棄 ・遺留分の対策
養子縁組で節税 賃貸物件で節税 タワマンで節税	相続、相続税、贈与税 事業承継、譲渡所得		・A社B社方式 ・49%出资方式
小規模宅地特例 豊かな邸宅取得 リフォーム実行			・3年内経過後贈与 ・借入で持株会社化 ・株式交換で1社に ・生命保険で節税
/底地・借地評価 /会社への貸付金 /不良債権の処分 /少数株式の処分 /株式と取引事例			・人間的な種類株式 ・種類株式の利用 ・合名会社の利用 ・組織再編の利用 ・持株会の利用 ・賃貸物件所有会社 ・現金という脱税 ・節税策は3分法
/ビル管理会社 教育資金信託 /相次相続控除 事業承継の是非 /配偶者贈与特例			一般社団法人 一般財団法人 信託 ・40条70条申請 ・納税猶予（改正） ・M&A ・申告期限内の解散
成年後見の利用 /子ども達に自宅 /財産のお片付け /大きな宅地評価			
資産の現金化 名義預金・株式 美術品・宝石類	自己株式 物納（改正） 納税者に説明	相続税書面添付 過少申告リスク 過大申告リスク	未分割申告の管理 介護老人ホーム 調整の法則
納税対策・税務調査			

ベ
ー
シ
ック
な
対
策極
端
な
節
税
策

- ② 税理士のための相続をめぐる民法と税法の理解 ぎょうせい
- ③ 一般社団法人 一般財団法人 信託の活用と課税関係 ぎょうせい
- ④ 組織再編税制をあらためて読み解く 中央経済社
- ⑤ 税理士新聞の連載、速報税理の連載（解消しよう 実務の疑問）

第1 基本的な知識

《1》昭和の時代と平成の時代

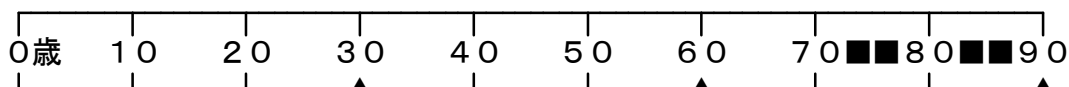
【設例】事業承継、相続税対策、相続対策が、これからの税理士業の基本だ。

昭和の時代は、地価が上昇し、家賃が上昇し、事業が拡大し、寿命は70歳
 平成の時代は、地価が下落し、家賃が下落し、事業は縮小し、寿命は90歳

『税理士のための百箇条』 /第66話 相続税対策、相続対策、生存対策/

サザエさんの父親である磯野波平さんは54歳だが、磯野家における波平さんの次の役回りは被相続人ではなく、相続人なのだ。ドラえもんでは、のび太のお祖母さんが「せめてのび太が小学校に上がるまでは生きていたい」と語っていたが、今、それはひ孫に対する言葉だろう。日本人の平均寿命は、この20年で1世代分近く延びてしまったのだ。

昭和の時代に止まる税理士	平成の時代を認識している税理士
地価と家賃が上昇するダブルインカム 土地と事業を承継させるのは当然 賃貸業を営む成功した人達 親孝行、仕送りの時代	地価が下落し、家賃が下落し、空室が増加 30年が経過してしまったビルの承継 賃貸業を営む失敗した人達 子孝行、教育資金信託の時代
事業承継、相続対策、相続税対策	豊かな老後、資産のお片付け

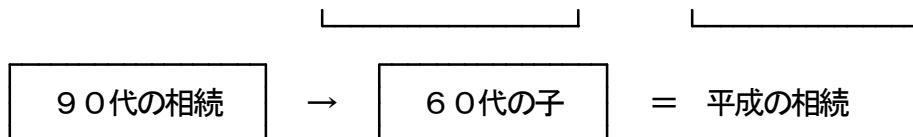


結論 …… 子に財産を承継させる時代でなく、自分の人生に責任を持つべき時代です。

《2》事業承継、財産承継（家族の形）

【設例】相続で子ども達に財産を承継させるつもりだ。

昭和の相続 = 70代の相続 → 40代の子



70代、40代サイクルが、長寿化で90代、60代サイクルになってしまった。
70代サイクル、40代サイクルに戻すべきが長寿化の時代の家族の形です。

連載中の原稿 家族の形

たった20年で社会構造が変わってしまった。70代の父親から40代の子への相続財産の移転のサイクルが、90代の父親から60代の子への相続財産の移転サイクルへの変化だ。もし、子への財産の承継を考えるのであれば、子が財産を必要とする30代、40代であり、事業承継であれば子が生活を作り上げる40代、50代だろう。相続時の承継では、すでに相続人も老境に入ってしまう。

- …… 建築資金を贈与したのは地価が上がり続ける昭和の時代であって、
- …… いま建物を買って上げて無償で貸与するのが長寿化の平成の時代。

結論 …… いま、行うべきは70代での財産と事業承継です（子の自立）。

民法第1030条の規定にかかわらず、相続人に対する贈与は、相続開始前の10年間にされたものに限り、その価額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入するものとする（民法改正）。

- …… 最高裁は、相続人に対する贈与は永久に遡ると判示してました。
- 相続の10年以上前に行う贈与なら遺留分の対象外です。
- 70代で行う事業承継なら遺留分の問題をクリアが可能です。

結論 …… 70歳を過ぎたら、子育てを終えて、自分の老後を豊かに暮らすべきです。

《3》婚外子の相続分（最高裁）

最高裁平成25年9月4日判決

遅くともAの相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。したがって、本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである。

【設例】 婚外子に実子と平等の相続権を認める民法相続編の改正は正義なのか。

- …… 弁護士の発想では、憲法14条（法の下での平等）に違反して無効なのは当然。
- …… 非嫡出子も平等と考えるのであれば、今までの60年間で間違っていたのか。
- …… 夫に非嫡出子が存在した妻は、非嫡出子の相続分について納得できるだろうか。

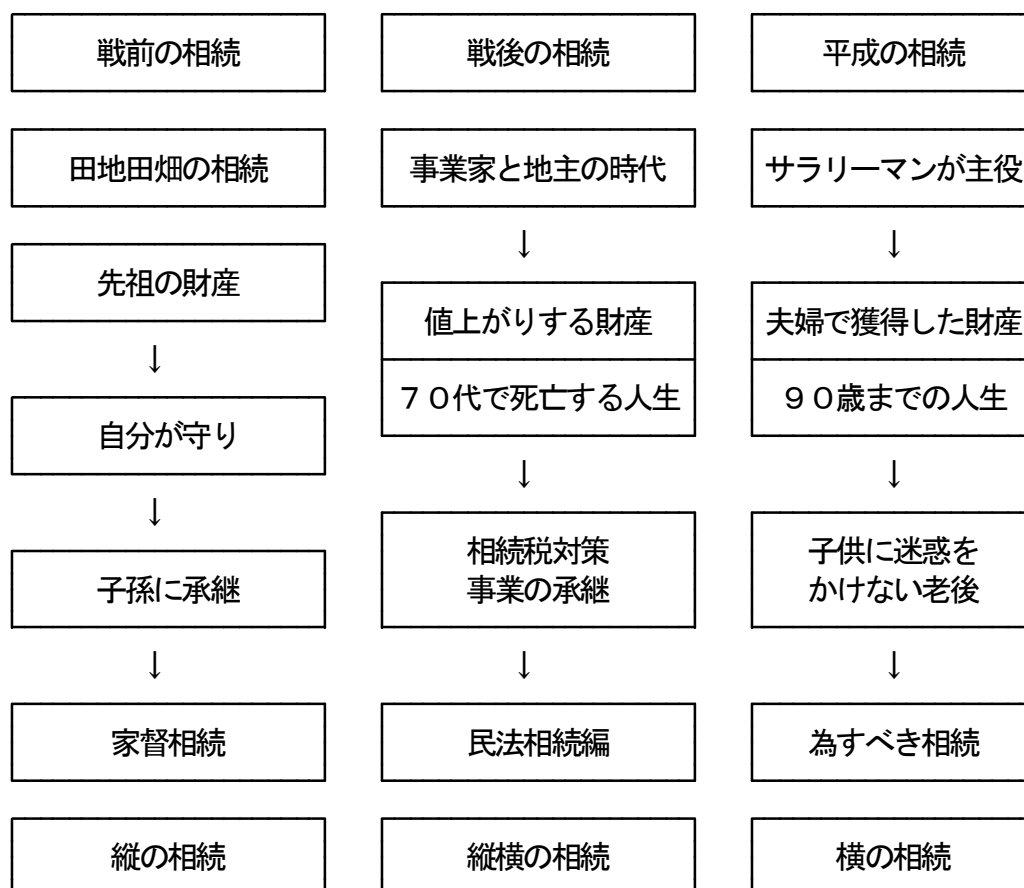
- …… 民法は、最高裁判決に従って改正され、婚外子の相続分は実子と同等になった。
- …… 嫡出子（実子）だけなら、母親を追い出す遺産分割になることは希ですが、非嫡出子が登場した場合は自宅の売却が必要になってしまう可能性がある。

結論 …… 非嫡子も平等（憲法）と配偶者が家を追い出される矛盾が生じてしまった。
嫡出子と非嫡出子に平等の相続権を認める「相続権」とは何なのだろうか。

《4》配偶者の相続分

【設例】妻の法定相続分は2分の1で、その他を子供達が均等に相続する。

配偶者の相続分は2分の1で、子は均等 / 超過累進税率、給与所得控除、退職所得
取締役は3名で、招集通知は2週間前に / 遺産取得者課税、配偶者の相続税の軽減



結論 …… 昭和の時代を知り、平成の時代を知るからこそアドバイザーが務まる。

《5》配偶者の相続分（頓挫してしまった民法改正）

【設例】民法相続編の改正が検討されているが、これが頓挫してしまったと聞いた。